予定申告書(第20号の3様式)記載の手引

1 この申告書の用途等

- (1) この申告書は、前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額を基礎にして中間申告をする場合に使用します。
- (2) この申告書は、千葉市長あてに1通を提出してください。

2 各欄の記載のしかた

- (1) 「※処理事項」は、記載する必要はありません。
- (2) 金額の単位区分(けた)のある欄は、単位区分に従って正確に記載します。
- (3) 「法人番号」は、法人番号(13桁)を記載します。
- (4) 「所在地」は、本店の所在地を記載します。なお、2以上の市町村に事務所等を有する法人が、千葉市内 - に支店等のみを有する場合には、主たる支店等の所在地も併記してください。
- (5) 「法人名」は、法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合には、 当該法人課税信託の名称を併記します。
- (6) 「事業種目」は、事業の種類を具体的に、例えば「電気器具製造業」と記載します。なお、2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に〇印を付して記載してください。
- (7) 「前期末現在の資本金の額又は出資金の額」は、前事業年度又は前連結事業年度の末日現在の資本金の 額又は出資金の額を記載します。なお、()内には、当該事業年度又は連結事業年度開始の日から6月を 経過した日の前日現在の資本金の額又は出資金の額を記載してください。

※通算子法人は、当該事業年度開始の日の属する当該法人に係る通算親法人の事業年度開始の日から 6 月を経過した日の前日現在の資本金の額又は出資金の額を()内に記載します。

なお、資本金の額又は出資金の額は、法人税の明細書(別表5(1))の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します(かっこ内は除きます。)。

(8) 「前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」は、前事業年度又は前連結事業年度の末日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額を記載します。

なお、資本金の額及び資本準備金の額は、法人税の明細書(別表 5(1))の「Ⅱ資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。

- (9) 「前期末現在の資本金等の額」は、次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。
 - ア 連結申告法人以外の法人((3)に掲げる法人を除きます。)法第292条第1項第4号の2ロ又は地方税 法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法 (以下「令和2年旧法」といいます。)にあっては、第292条第1項第4号の5口に定める額
 - イ 連結申告法人((3)に掲げる法人を除きます。)にあっては、令和2年旧法第292条第1項第4号の5ハに 定める額
 - ウ 保険業法に規定する相互会社にあっては、政令第45条の4において準用する政令第6条の24第2号若しくは第3号又は地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第264号)による改正前の政令(以下「令和2年旧政令」といいます。)第45条の5において準用する令和2年旧政令第6条の25第2号若しくは第3号に定める金額
- (10) 「予定申告税額②」は、以下のとおり記載します。
 - ア ①の欄の金額に6を乗じて得た金額を前事業年度又は前連結事業年度の月数で除して算定します。なお、この月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。

通算子法人で、当該事業年度開始の日から法第321条の8第1項又は第2項に規定する6月経過日の前日までの期間の月数(暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。)が6以外である場合は、分子の「6」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載します。

- イ この金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はそ の全額を切り捨てた金額を記載します。
- (11) 「この申告により納付すべき法人税割額④」は、100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。
- (12) 「算定期間中において事務所等を有していた月数⑤」は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てて記載します。なお、算定期間中に事務所等又は寮等の新設又は廃止があった場合には、その月数には新設又は廃止の日を含みます。
- (13) 「 円×⑤/12 ⑥」は、以下のとおり記載します。
 - ア この金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てた金額を記載します。
 - イ 「指定都市に申告する場合の⑥の計算」の欄の合計額を記載します。

なお、均等割の税率区分の基準は、「前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」又は「前期末現在の資本金等の額」のいずれか大きい方の額を用います。

- (14) 「千葉市分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数」は、当該事業年度又は連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日現在における事務所等又は寮等の従業者の数を記載します。なお、新設又は廃止された事務所等にあっても、その算定期間の末日現在における従業者の数を記載します。また、通算子法人は、当該事業年度の開始の日の属する当該法人に係る通算親法人の事業年度開始の日から6月を経過した日の前日現在の従業者の数を記載します。
- (15) 「前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細」(⑨から⑩までの各欄)は、次により記載します。
 - ア ⑨から⑯までの各欄は、それぞれの欄に対応する前事業年度又は前連結事業年度の確定申告書に記載した金額を記載します。
 - イ ⑨の欄は、前事業年度又は前連結事業年度の確定申告書に記載した第20号様式の⑤の欄の金額を記載します。
 - ウ ⑱の欄は、⑨の欄のかっこ内の金額に前事業年度又は前連結事業年度の法人税割の税率を乗じて得た 金額を記載します。なお、2以上の市町村に事務所等を有する法人の⑱の欄は、⑩の欄の金額に⑨の欄 のかっこ外の金額に対する同欄のかっこ内の金額の割合を乗じて得た金額を記載します。
- (16) 「通算親法人の事業年度の期間」は、通算子法人が、当該事業年度開始の日の属する当該法人に係る 通算親法人の事業年度の期間を記載します。
- (17) 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額」は、2以上の市町村に事務所等を有する法人が修正申告に係る税額につき徴収猶予を受けようとする場合において第1号様式による届出書に代えようとするものが記載します。この場合において記載する金額は、④の欄に記載した金額と同額になります。
- (18) 「指定都市に申告する場合の⑥の計算」は、次により記載します。
 - ア 事務所等又は寮等の所在する区ごとに記載します。
 - イ 「※区コード」の欄は記載する必要はありません。
 - ウ 「従業者数」の欄は、法人税額の課税標準の算定期間又は連結法人税額の課税標準の算定期間の末 日現在における事務所等又は寮等の従業者数を記載します。なお、新設又は廃止された事務所等にあっ ても、その算定期間の末日現在における従業者数を記載します。

3 均等割の税率(区ごとの年額)

均等割の税率は、資本金等の額(※)及び従業者数に応じ、次のとおり定めています。

法人等の区分	区内の従業者数	税 率
資本金等の額が 50 億円を超える法人	50 人超	3,000,000円
	50 人以下	410,000円
資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円 以下である法人	50 人超	1,750,000円
	50 人以下	410,000 円
資本金等の額が1億円を超え 10 億円 以下である法人	50 人超	400,000円
	50 人以下	160,000 円
資本金等の額が1千万円を超え1億円 以下である法人	50 人超	150,000 円
	50 人以下	130,000 円
資本金等の額が1千万円以下である法人	50 人超	120,000円
	50 人以下	50,000円
上記以外の法人等		50,000 円

[・]資本金等の額は、前期末現在によります。

· 従業者数は、当該事業年度又は当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日現在によります。 ※均等割の税率に係る"資本金等の額"について

地方税法の改正により、平成27年4月1日以後に開始する事業年度又は連結事業年度においては、「資本金等の額」が「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額」を下回る場合、「資本金等の額」とあるのは「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額」とします。

4 書類の提出先・問い合わせ先

千葉市東部市税事務所 法人課 法人班

〒264-8582 千葉市若葉区桜木北2-1-1 (若葉区役所内)

Tel 043 (233) 8142

※郵送により申告書を提出される方で、「控」の返送を希望される方は、返信用切手を貼付した封筒を同封してください。窓口にお持ちいただく場合は、西部市税事務所市民税課及び各市税出張所でもご提出いただけますが、記載内容等について相談が必要な場合は、法人課法人班へお問い合わせください。